

Title	欧州私法における情報提供義務違反に対する新たな救済
Sub Title	La nouvelle sanction contre l'inexécution de l'obligation d'information dans le droit privé européen
Author	大塚, 哲也(Otsuka, Tetsuya)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.96, (2013. 3) ,p.107- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130315-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

欧州私法における情報提供義務違反に対する 新たな救済

大塚 哲也

- 一 はじめに
- 二 EUによる立法措置を通じて現れた情報提供義務の現状
 - (一) EUによる立法措置を通じた私法調和の特質
 - (二) 情報提供義務の導入
 - (三) 情報提供義務違反に対する救済
- 三 「下から」の調和における情報提供義務違反に対する救済の模索
 - (一) 「下からの」私法調和の試みの概要
 - (二) 一般的な契約法原理の探求における情報提供義務の扱い
 - (三) 既存のEU私法の分析を通じた情報提供義務違反に対する救済の模索
- 四 DCFRによるACQPの受容
 - (一) 若干の考察
 - (二) 法発展の基礎となる視点
 - (三) 情報提供義務違反に対する新たな救済の適切性
- 五 結びに代えて
 - (一) 小 括
 - (二) 小 括

一 はじめに

ある契約を締結したもののそこから期待どおりの利益を獲得できなかった当事者にいかなる救済を与えるべきか。本稿は、契約法上の諸制度の結末点たる契約内容の確定という側面からこの問題を検討するための基礎作業を行うものである。もともと、契約内容の確定手段たる契約解釈に関しては、すでに多くの先行研究が存することから、本章では、本稿の基礎とする問題意識を明確化することで、本稿の具体的な検討課題を明らかにしたい。

契約当事者が契約から期待どおりの利益を獲得できなかった原因が契約締結過程での相手方の不適切な情報提供に存する場合には、いわゆる情報提供義務⁽¹⁾の違反に基づく救済を認めるべきことが説かれてきた⁽²⁾。もともと、わが国の従来の議論では、このような救済の具体的な内容として、不法行為に基づく代金減額的な損害賠償や詐欺ないし錯誤の規定の拡張的な利用による契約の無効化(契約解消型救済)⁽³⁾が提唱されるに留まり、情報提供義務を契約解釈と接続させて考察する見解は必ずしも広く支持されてはこなかった。

一方、欧州での近時の私法調和のための作業においては、情報提供義務違反により相手方に一定の信頼が生じた場合に、その信頼どおりの契約上の債務の発生を承認すべきであるとの提案がなされており、情報提供義務を契約解釈と接続させる議論が展開されている⁽⁵⁾。確かに、欧州での私法調和の作業において提案されている解釈論をわが国の解釈論へ直結させることには慎重でなければならないが、契約締結過程で不適切な情報提供がなされた場合における当事者の救済について検討する際には、まず当事者の望んだ契約の成立の可否が問題とされるべきであることからすると、わが国においても、情報提供義務違反に対する救済として、相手方が信頼した内容での契約の成立を契約の解釈を通じて認めることの是非が検討されるべきであろう。そうだとすると、欧州での私法調和のための作業において

提案された情報提供義務と契約解釈とを接合させる議論についての分析はわが国の議論との関係でも意義があるものと考えられる。

ところで、私法調和という課題に対する欧州での取組みは、EUの立法権限を通じたいわゆる「上から」の調和と私的な学術グループによる私法統一のための原案策定を通じたいわゆる「下から」の調和という二つのアプローチから分析することが可能である。⁽⁸⁾ このことから、本稿では、前者に対応する問題として、具体的にどのような形で情報提供義務が欧州私法へと導入されているのかを確認した上で（第二章）、後者に対応する問題として、学術グループによる議論の中で情報提供義務及びその違反に対する救済がどのように議論されてきたのかを分析し（第三章）、最後に、本稿が特に注目する情報提供義務と契約解釈とを接続させる救済が提唱された根拠について考察することとしたい（第四章）。

二 EUによる立法措置を通じて現れた情報提供義務の現状

(一) EUによる立法措置を通じた私法調和の特質⁽⁹⁾

EU加盟各国間に存在する私法の相違は域内市場の統合の際の障害要因であるため、その調和はEUの重要な政策課題となっている。しかし、EU自らがこれを包括な形で実現することは困難である。なぜなら、EUの持つ私法の調整権限はその設立目的の実現のために必要な最小限度のものに過ぎないからである（EU条約五条三項、四項⁽¹⁰⁾）。もっとも、私法調和についてEUが何らの権限も持たないというのも誤りであり、一九八六年には、単一欧州議定書により域内市場の完成のための権限が定められ（現EU機能条約一一四条）、これに伴い、すでに国内法において法律

による規律が行われている私法等の分野に関しては、指令という形式を通じた法調和のための立法措置を図っていくというコミッションの態度も示されている。

この流れの中で、一九八〇年代以降、新たに重要な政策目標となった消費者保護⁽¹²⁾の分野を舞台に、EUは指令に基づく私法調和のための作業を展開した。具体的には、一九八五年の「訪問販売指令 (86/57)」をはじめ「消費者信用指令 (87/102)」、「バック旅行指令 (90/314)」、「不正条項指令 (93/13)」、「タイムシェア指令 (94/47)」、「通信販売指令 (97/7)」、「消費用動産売買指令 (1999/44)」など多数の指令がコミッションによって策定されている⁽¹³⁾。しかし、これらの指令による私法調和は断片的なものに留まっている。なぜなら、これらの指令の多くは契約法のごく一部の分野のごく一部の事項に関して規律するものに過ぎず、契約法全体を通観する視点や契約法の基礎的な問題に関する規制を欠いているからである⁽¹⁴⁾。

このように、EUの立法措置を通じた私法調和は消費者法の分野における指令を通じてなされてきたものであるが、EUの持つ権限の制限的な性質のために、その内容は断片的なものに留まっていたといえるのである。

(二) 情報提供義務の導入

1 欧州私法における透明性の要請

EUの立法者は、上述の消費者保護に関する多くの指令の中で、情報提供義務という法技術を積極的に利用している⁽¹⁵⁾。そして、これらの情報提供義務については、透明性の要請という観点から分析することが有益である。なぜなら、指令における情報提供義務の導入の基礎には、EUの立法者がこの要請を重視しているという事実が存在し、これに基づいてこれらの情報提供義務を分析することで、その特徴を明確にすることができるからである⁽¹⁶⁾。

透明性の要請は、そもそもは、組織法 (institutional law) における、いわゆる「民主主義の赤字」の問題の解消手

段として確立されたものである⁽¹⁸⁾。組織法において、この要請は「全ての国家組織及び国際組織において、市民は自らに従うべき法規範の定立に至る決定手続を認識していなければならない」⁽¹⁹⁾という要請と定義されており、とりわけ統治機構と市民の間での情報の伝達が重視されている。そして、このような情報伝達の重要性という点にこそ、透明性の要請が組織法の枠を超えて消費者保護の領域へと進出する契機が見いだされる⁽²⁰⁾。なぜなら、消費者保護の分野においては、専門家と消費者の間での情報の伝達が極めて重要な役割を担っているからである⁽²¹⁾。

消費者保護の分野における情報の重要性は、事業者と消費者の間に存する構造的な情報の不均衡が消費者問題の原因となっていることに由来するものであるが、この不均衡は統治機構と市民の間の不均衡と類似する。すなわち、事業者と契約する消費者は自己が締結する契約の内容及びその決定手続を十分に認識することやその手続に関与することが困難であるため、消費者による契約締結の判断を適正化するためには、事業者による情報の提供が必要であると考えられるのである。また、事業者と消費者の間の契約関係が透明化され域内市場の透明性が高まれば企業間の競争も促進されることになる。これらのことから、欧州では消費者保護の分野においても透明性の要請が承認されるものと考えられている⁽²²⁾。

したがって、透明性の要請を基礎として消費者保護指令の中に導入された情報提供義務を分析することも正当化されるだろう。

2 指令における情報提供義務の特徴

指令における情報提供義務を透明性の要請という観点から分析すると、提供されるべき情報の「網羅性」、「明瞭性」、「誠実性」というこれらに共通の性質が明らかとなる⁽²³⁾。

まず、事業者と消費者の間の取引の透明化のためには、消費者に対して当該取引に関する重要な情報が網羅的に提

供されなければならないといえるが、このような情報の網羅性の要請は情報提供義務を規定する全ての指令において現れている。例えば、通信販売指令四条においては、提供されるべき情報として、供給者の住所、物品または役務の特徴並びにその価格、送料、支払方法及び撤回権の存在など極めて多岐にわたる事項が規定されており、情報の網羅性の要請が明確に現れている。

次に、透明性の要請からは、提供されるべき情報の明瞭性の要請も導かれる。すなわち、消費者に対して提供される情報は消費者にとって理解可能なものでなければならぬのである。この要請も情報提供義務を規定する全ての指令で確認することができる。例えば、タイムシェア指令三条が簡潔かつ明確な情報の提供を要求することや、通信販売指令四条が明瞭かつ理解可能な形で情報提供を要求していることなどがその例である。

最後に、透明性の要請からは、提供された情報が偽りのものであつてはならないという情報の誠実性の要請も導かれる。もつとも、この要請は必ずしも全ての指令において明示的に現れているものではない。しかし、一九九〇年のパック旅行指令三条が、事業者による説明が誤つたものであつてはならない旨を規定して以降、この要請は通信販売指令四条や通信金融サービス指令三条二項など様々な指令において明示的に規定されるに至っている。また、二〇〇二年に出されたコミッションの通知 (COM(2002) 289 Final) が情報提供義務と誠実な取引慣行とを同一視していることもまた、各種の指令の規定する情報提供義務において情報の誠実性の要請が機能していることを示すものである。

このように、各種の指令において規定されている情報提供義務は透明性の要請から導かれる共通の性質を有しているといえるのである。

3 方式主義による情報提供義務の強化

指令の定める情報提供義務の以上のような性質は消費者へ提供される情報の透明性を必ずしも常に保証するもので

はない。このことから、EUの立法者は一定の場合に透明性の要請を背景とする方式主義を定めている⁽²⁶⁾。すなわち、消費者保護に関する指令の中には一定の方式での情報提供を事業者に要求するものが存在するのである。具体的には、書面による契約の締結を要求する消費者信用指令四条や全ての契約条項を記録することを当事者に求めるパック旅行指令四条二項、契約の書面化を要求するタイムシェア指令四条などがこの種の規定として挙げられる。

もっとも、通常の方式主義における方式違反が行為の無効という効果を導くものであるのに対して、上記のような規定は契約の無効を方式違反の効果として規定しておらず⁽²⁶⁾、また、ここでの方式主義は、方式の遵守それ自体を重視するのではなく、一定の方式に基づいて情報が提供されることを重視するものである⁽²⁷⁾。このことから、これらの規定の定める方式主義は、通常の方式主義とは異なるもの、すなわち透明性の要請に基づき情報提供義務を強化する「情報的方式主義」⁽²⁸⁾として評価されている⁽²⁹⁾。

このような形で情報提供義務と方式主義が結びつくことからは次の二つの帰結が導かれる⁽³⁰⁾。第一に、情報的方式主義は欧州規模での契約の規格化をもたらすといえる。なぜなら、一定の方式による情報提供が義務付けられれば、当該義務の履行として提供された情報に基づき契約内容が決定されることになるからである⁽³¹⁾。第二に、情報提供義務と方式主義の結合はそれらに認められる救済とも関連する。すなわち、情報提供義務と結びつくことにより方式主義は契約の有効性とのつながりを失うのである。もっとも、このことは情報的方式主義の違反に対して何らの救済も認められないことを意味するものではない。なぜなら、情報的方式主義の違反に対して撤回期間の延長という特殊な効果が付与されている場合も存するからである（通信販売指令六条一項及び通信金融サービス指令六条一項）。

以上のように、指令の定める方式主義は透明性の要請に基づく情報的方式主義として理解されるものであり、ここにも透明性の要請が現れているのである。

(三) 情報提供義務違反に対する救済

消費者保護のための諸制度がその目的を実現するためにはその実効性の担保が必要であるため、その違反に対する救済の問題はこの分野では特に重要なものとなる。⁽³³⁾ このような視点から消費者保護を目的とする諸指令の規定する情報提供義務についてみると、当該義務の違反に対して明確な救済が規定されていないことが確認できる。確かに、前述の情報的方式主義の違反に関しては、撤回権の付与やその行使期間の延長といった救済が定められる場合があることは事実である。しかし、これはあくまでも情報的方式主義の違反に対する個別的な救済であり、これを一般化した情報提供義務違反に対する救済として理解することは困難である。このことから、コミッションも情報提供義務の違反に対する救済が定められていないことを「欠陥」と認めているところである。⁽³⁴⁾

もつとも、指令という法形式の特殊性⁽³⁵⁾を考慮するならば、欧州の立法者が情報提供義務違反に対して何らの救済を認めなかったと考えるのは適切ではなく、その内容の確定は加盟各国の国内法に委ねられていると考えるべきである。このことは、通信金融サービス指令⁽³⁶⁾一条が、加盟各国は「事業者が本指令中の諸規定に違反した場合の適切な救済」を定めなければならないと規定していることから明らかである。この点には、EUの持つ私法調和のための権限の性質が現れているといえる。すなわち、前述のようにEUの権限がその設立目的を達成するために必要な最小限度のものに過ぎない点に鑑みると、消費者保護を実行的なものとするために必要な調整は指令の置換の際に加盟各国によって行われることが適切であるとも考えられるのである。

しかしながら、情報提供義務違反に対する救済内容の確定を加盟各国の立法に委ねることは必ずしも消費者の利益に資するものではない。なぜなら、情報提供義務違反に対する救済内容が各国で異なる場合、消費者は国際的な取引において自らが期待した保護を受けることが困難になるからである。⁽³⁷⁾ このような問題は、消費者信用指令の置換の際

に現実のものとして現れている。すなわち、この指令の置換の際にフランスとイタリアはそれぞれ異なる救済を承認したために消費者の不利益が生じているといわれているのである。⁽³⁸⁾

このように、消費者保護のための各種指令は情報提供義務の違反に対する救済を明確に定めていないため、そこで消費者保護は不十分なものとなっているのである。

(四) 小括

以上のように、EUは、私法調和に関して制限的な権限しか有していないものの、消費者法の分野における各種の指令を通じて、透明性の要請を基礎に積極的に情報提供義務を承認してきたといえるが、この作業においては、この義務の違反に対する救済が明確な形で定められてはこなかったため、情報提供義務を通じた消費者保護はなお不完全なものに留まっていたといえるのである。このようなEUによる「上から」の私法調和の中で承認された情報提供義務の不完全な性質は学説によっても認識されており、これを克服するための試みもなされてきたところであるが、この点については次章で詳論することとする。

三 「下から」の調和における情報提供義務違反に対する救済の模索

(一) 「下から」の私法調和の試みの概要⁽³⁹⁾

前述の「上から」の私法調和の限界を克服するため、欧州では、学術グループによる私法統一のための原案策定を通じていわゆる「下から」の私法調和が提唱されている。

このような學術グループの多くは、欧州各国の国内法のリストイトメントを通じて契約法の一般原則を確立する作業を行ってきた⁽⁴⁰⁾。具体的には、「欧州契約法原則 (PECL)」を公表した「欧州契約法委員会」や、「国際商事契約原則 (PICC)」を公表したユニドロワ協会内の作業グループ、さらには、欧州民法典に関する欧州議会の決議⁽⁴¹⁾を受けて、欧州契約法委員会を取り込む形で結成された「欧州民法典研究グループ」などが著名である。

もつとも、このような「下から」の私法調和にも限界が存することは否定できない。すなわち、これはあくまでも学術的な取組みであるため、その成果に法的拘束力は認められず⁽⁴²⁾、また、その多くは、欧州各国の国内法の比較法的分析に基づく業績であるため、消費者保護の分野における既存のEU法の分析という視点を欠くものであったのである⁽⁴³⁾。

このような中で、二〇〇〇年の欧州議会の決議⁽⁴⁴⁾により私法分野での法調和に関する研究報告を求められたコミッションは、二〇〇一年の「欧州契約法に関する報告 (COM (2001) 398 final)」を通じて私法分野での法調和の必要性を確認し、二〇〇三年には「より一貫した欧州契約法に関する報告：アクション・プラン (COM (2003) 68 final)」を策定し、学術的な研究計画を支援することで積極的に契約法の調和作業を行う姿勢を明らかにした。そして、このアクション・プランで示されたのが、現在及び将来のEU法の一貫性を確保するために、そこで通用する諸概念や諸原則を確定することで「共通参照枠 (CFR)」を構築するという作業である。CFRの具体的な構想は、二〇〇四年に公表されたコミッションの「欧州契約法及びその集成 (acquis) の修正：進むべき道 (COM (2004) 651 final)」という報告の中で提示されているが、その草案策定に当たっては前述の欧州民法典研究グループとともに、二〇〇一年のコミッション報告を受け、既存のEU私法に内在する原則及び構造を体系的に研究することを目的として創設された「現行欧州共同体私法研究グループ」が中心的な役割を果たしており、二〇〇七年にコミッションに提出されたCFRの草案 (DCFR)⁽⁴⁵⁾ においては、このグループの公表する「現行欧州共同体契約法原則 (ACQP)」がPECL

Lとともに多大な影響を与えている。

このように、今日の「下から」の私法調和の作業は、EUの主導するCFRの策定作業へと統合され、各学術グループは、契約法の一般原則の確定作業と既存のEU私法に内在する原則及び構造の体系的な分析作業という二つの作業に従事しているといえる。このことから、以下では、前者の作業における情報提供義務の扱いについて確認した上で(二)、後者の作業の中で情報提供義務違反に対する救済の模索の過程を分析し(三)、その上で、これらの作業の成果であるDCFRの定める情報提供義務違反に対する救済とそれに対して提起されている諸問題について確認する(四)。

(二) 一般的な契約法原理の探求における情報提供義務の扱い

1 P E C Lにおける情報提供義務の不採用

まず、契約法の一般原則の探求における情報提供義務の扱いに関して確認すべきは、その代表的成果であるPECLがこの問題を扱っていないという事実である。⁽⁴⁶⁾このことは情報提供義務に関する重要な問題を示している。

確かに、PECLにおける情報提供義務の不採用の理由をその起草においてEUによる指令が十分に参照されなかった点に求めることも不可能ではない。なぜなら、PECLがその源泉として挙げている文書の中に指令は含まれておらず、⁽⁴⁷⁾契約法の一般原則の探求というその目的からすると、消費者保護に関する指令を参照することは適切でないとも考えられるからである。⁽⁴⁸⁾しかし、その具体的な規定やコメントからは、PECLが消費者分野の法規範も参照しており、⁽⁴⁹⁾場合によってはEUの指令をもその基礎として援用していることが分かる。⁽⁵⁰⁾このため、PECLにおける情報提供義務に関する規定の不採用を単にその起草の際に指令が参照されなかった点に求めることは適切でない。むしろ、ここでは情報提供義務を契約法の一般原則として承認することの妥当性が問われているのであり、PECL

がこれに対して消極的な立場を取ったことの実質的な根拠が明らかにされなければならない。

2 情報提供義務の一般化に関する諸問題点

確かに、フランスやドイツをはじめとする欧州各国では、情報提供義務が一般契約法上の義務として承認されてきたものであることを考慮すると、⁽⁵¹⁾これを契約法の一般原則として承認することも可能であるように思われる。

しかし、前述の消費者保護分野における各種の指令の定める情報提供義務に関しては、次のような理由から、これを契約法の一般原則として承認することは困難であるといわれている。⁽⁵²⁾第一に、各種の指令の定める情報提供義務が基礎とする透明性の要請が一般契約法では常に認められるものではない点が問題となる。すなわち、消費者保護の領域で透明性の要請が承認されるのは、消費者と事業者の間に存する情報の構造的な不均衡を是正する必要があるからにはかならないが、当事者間の情報格差を前提としない一般契約法の領域では、透明性の要請は必ずしも常に承認されるものではないため、この要請に基づく情報提供義務を消費者保護の分野を超えて一般化することは不適切と考えられるのである。⁽⁵³⁾第二に、指令の定める情報提供義務の性質もこの義務の一般化を困難にする要因とされている。すなわち、指令においては透明性の要請から網羅的な情報提供や一定の方式に従った情報提供がなされるべきことが求められているが、これを一般の契約法の領域で認めることになれば、当事者にとって過大な負担となるだけでなく、私的な領域において保護されるべき秘密さえ公開すべきことになりかねないというのである。⁽⁵⁴⁾第三に、各種の指令の定める情報提供義務にはその違反に対する明確な救済が付与されていない点もその一般化を困難とする理由として挙げられる。なぜなら、救済を伴わない規範を設定することは無益なことであると考えられるからである。⁽⁵⁵⁾

このように、学説においては、指令の定める情報提供義務の特殊性を理由に、その一般化が困難であることが指摘されてきたことに鑑みると、PECLがこれを基礎として情報提供義務に関する規定を設けなかった理由も同様の懸念に基づくものといえるだろう。⁽⁵⁶⁾

(三) 既存のEU私法の分析を通じた情報提供義務違反に対する救済の模索

以上とは対照的に、既存のEU私法の分析においては、各種の指令が明確に情報提供義務について定めていたこともあり、その違反に対する救済の問題も含めて情報提供義務についての検討が積極的に行われてきた。このことから、以下では、この枠組みにおける情報提供義務違反に対する救済の模索の過程を跡づけていきたい。

1 ACQP策定過程における情報提供義務違反に対する救済の模索

情報提供義務違反に対する救済の模索は、ACQPの策定過程の当初において、EU法の指導原理としての実効性原則に依拠する方向(1)と直接的または間接的な形で情報提供義務に関連する諸規定の分析によりその違反に対する救済の一般原理を導こうとする方向(2)という二つの方向から行われた。

(1) 実効性原則による救済の模索

EU法の指導原理である実効性原則に基づいて情報提供義務違反に対する救済の具体化を試みるのはドイツのシュヴァントヴスキである⁽⁵⁷⁾。

実効性原則⁽⁵⁸⁾とは、加盟国は「指令の実効性を確保するために最も適当な形式及び手段を選択すべき義務」を負うという、ECJ判例を通じて確立された原則であるが、情報提供義務に関する場面でも重要な役割を果たしうるものである。なぜなら、加盟国には、各種の指令及びEUの設立目的を考慮して、情報提供義務違反に対する救済を実効的な形で実現するための規定を定めることが義務付けられているといえるからである。このことから、シュヴァントヴスキも、実効性原則を基礎に情報提供義務の違反に対する救済を具体化しようとするのであるが、その際に重要なことは、彼が、指令の実効性を確保するために必要な救済は当該指令に内在的なものであり、それ自体として拘束力を有すると考えたことである⁽⁵⁹⁾。この理解を基礎として、彼は、情報提供義務について規定する各種の指令の実効性を確

保するためになされる措置が必要とされるのかを検討することを通じて、情報提供義務違反に対する救済内容の具体化が可能であると主張したのである。⁽⁶¹⁾

しかし、この見解に対しては次のような問題点が指摘されている。⁽⁶²⁾ 第一に、情報提供義務を定める諸指令の実効性判断に当たってEUの設立目的が考慮される点が問題点として挙げられている。すなわち、EUは究極的には域内市場の形成を目的に設立されたものであり必ずしも消費者保護のみをその設立目的としているものではないため、EUの設立目的を考慮したとしても、情報提供義務違反に対していかなる救済を認めることが指令の実効性を確保することになるのかを一義的に定めることは困難であるというのである。第二に、実効性原則に基づく判断がECJによってなされるものとされている点も問題視されている。なぜなら、これにより実効性原則に基づく判断がなされるか否か自体が不確実なものとなるからである。第三に、ECJの判断は国内裁判官に対して法適用の際の指導原理を示すものに過ぎないことを考慮すると、情報提供義務違反に対する具体的な救済内容の決定は最終的には国内裁判官の判断に委ねられることとなるが、そうだとすると、この考え方に依拠したとしても欧州規模での均質的な消費者保護は実現できないともいわれている。

これらのことから、実効性原則に依拠したとしても情報提供義務の違反に対する救済を完全に明確化することは困難であるといえよう。

(2) 情報提供義務違反に基づく救済の一般原理の探求

直接的または間接的な形で情報提供義務に関連する規定を分析することでその違反に対する救済の一般原理を導くことを試みるのはフィンランドのウィルヘルムソンである。⁽⁶³⁾

彼は、情報提供義務違反に対する救済内容を確定する際に、まず、情報提供義務を直接的に規定する指令の多くがその違反により生じる効果を定めていないことを確認した上で、⁽⁶⁴⁾ 具体的な救済を明示する諸規定並びに消費行動産売

買指令及び不公正条項指令中の情報提供が問題となる規定について検討し、そこから次のような結論を導いた。すなわち、情報提供義務の違反によつて、撤回権の行使期間の延長、目的物の契約不適合及び不公正と評価される条項の無効といった効果が生じるといえ、ここから情報提供義務の違反は契約の拘束力の否定という救済をもたらすと的一般原理の萌芽が導かれるというのである。⁽⁶⁶⁾

しかし、このような一般原理の提案に対してもいくつかの問題点が指摘されている⁽⁶⁶⁾。第一に、ウイルヘルムソンは消費者の撤回権に関する規定を彼の主張する原理の基礎として援用するが、撤回権の法的性質については議論があり、⁽⁶⁷⁾必ずしも契約の拘束力の否定をもたらすものと捉えることが適切とは言い切れないといわれている。第二に、契約の拘束力の否定という形での救済は不当条項指令や消費用動産売買指令の認める救済とも整合しないといわれている。なぜなら、不当条項指令において定められているのは契約そのものではなく一定の条項の拘束力の否定であり、また、消費用動産売買指令は確かに契約の解除権を消費者に認めているが、これはあくまでも最後の手段として規定されているものに過ぎず、常に認められるものでもないからである。第三に、情報提供義務の違反に対して常に契約の拘束力の否定のような重大な救済を認めることは適切ではないともいわれている。すなわち、契約の拘束力を承認しつつより適切な救済を認めることができるのであれば、そのような救済を承認することの方が域内市場の発展という観点からも望ましいだけでなく消費者の利益にも適うというのである。

したがって、ウイルヘルムソンの主張するように契約の拘束力の否定という形の救済を情報提供義務違反に対する救済の一般原理として承認することは必ずしも適切な解決をもたらすものとはいえない。しかし、彼のように、情報提供義務について直接的に規定する指令の範囲を超えてその違反に対する救済の問題を検討することは、この問題の検討にとつて意義のあるものである。なぜなら、既存の指令の中には情報提供義務という定式をとつてはいないものの契約締結前の当事者間による情報の提供に関連する規定が存在しており、透明性の要請という観点から観察した場

合、これらの規定は情報提供義務を定める諸規定と機能的に連続したものと捉えられるからである。以下ではこの種の規定として把握できるいくつかのものについて項を改めてみていくこととする。

2 契約の履行過程に関する規律における透明性の要請の影響

透明性の要請という観点から既存の指令を分析すると、契約の履行段階に関連する諸規律にもその影響が現れていることが分かる。⁽⁶⁸⁾これは、契約の締結段階における透明性の要請が守られなかった場合の救済が契約の履行段階の規律を通じて実現されているものと評価されている。具体的には次のような規定に透明性の要請が影響を与えている。

(1) 不公正条項指令における透明性の要請

透明性の要請は不公正条項指令において明確な形で機能している。具体的には、平易かつ明瞭な言葉で契約条項の起草を求める同四条二項や同五条が透明性の要請に基づく規定として挙げられる。また、透明性の要請は同指令の採用する不公正条項の定義にも影響しているといわれている。なぜなら、同三条一項は「信義則に反して、契約に基づく当事者間の権利義務の間に重大な不均衡をもたらすことよって消費者を害する条項」を不公正なものとしているが、この不均衡の評価に当たっては、契約締結過程において透明性の要請が遵守されていたか否かを含めて当該契約締結に至る諸事情が広く考慮されることとされているからである(同四条⁽⁶⁹⁾)。このことから、同指令の定める不公正条項の拘束力の否定という救済は、少なくとも部分的には、透明性の要請の違反に対する間接的な形での救済として評価できるであろう。⁽⁷⁰⁾

(2) 消費用動産売買指令における透明性の要請

売買契約における売主の責任を契約適合性という観点から統合することを目的とする消費用動産売買指令においても透明性の要請の影響は看取できる。すなわち、同指令は消費者の合理的な期待を消費用動産の契約適合性の判断基準の一つとしているが(同二条二項(d)及び同五項)、消費者の期待の合理性は売主による適切な情報提供の有無、

すなわち、当該契約関係における透明性の程度に照らして判断されることとなっているのである。⁽⁷¹⁾ このことから、売買の対象となった消費用動産の品質ないし性状が買主の合理的な期待に合致していない場合に契約不適合に基づく救済を認める消費用動産売買指令の規定もまた、透明性の要請の違反に対して間接的な形で救済を認めるものと評価できる。⁽⁷²⁾

(3) パック旅行指令における透明性の要請

パック旅行指令は、パック旅行に関する広告の記載が読解可能で正確なものでなければならぬとした上で（同三条二項一文）、当該パック旅行契約が締結された場合に広告に記載された情報が旅行業者を拘束すると規定しているが（同二文）、この規定も透明性の要請に基づくものといえる。⁽⁷³⁾ なぜなら、広告に記載された情報が後に締結される旅行契約の内容と異なる場合には、消費者にとって契約内容を正しく認識することが困難となるという点で透明性の要請が害されるといえ、このような困難から消費者を救済するためには、消費者が信頼した広告の内容に拘束力を付与する必要があると考えられるからである。⁽⁷⁴⁾ このように、同指令における広告中の記載の拘束力に関する規定もまた、契約締結過程での透明性の要請の違反に対する救済として理解することができるのである。⁽⁷⁵⁾

以上のように、従来の指令の中には、情報提供義務という定式を採用していないものの、これと同様に透明性の要請に基づく規定が存在しており、これらの規定は契約締結過程での透明性の要請の違反に対して間接的に救済を与えるものであると評価することが可能であった。このことから、これらの規定を情報提供義務に関する規定と読み替えることを通じて情報提供義務違反に対する救済内容の明確化を試みることに理由があるといえよう。そして、実際に策定されたACQPはこのような手法により情報提供義務に関する新たな救済を導出しているのである。

3 ACQPの定める情報提供義務違反に対する救済

ACQPは、第二章第二節二〇一条で契約の目的である物品及び役務についての一般的な情報提供義務について、

同二〇二条以下で事業者が消費者に対して負担すべき個別の情報提供義務について規定した上で、同二〇七条でこれらの違反に対する救済として、撤回権行使期間の起算の停止(同一項)、信頼損害の賠償請求権の発生(同二項)及び相手方が合理的に期待した契約上の債務の発生(同三項)という三つの救済を承認している⁽⁷⁶⁾。

これらの救済のうちで本稿が注目するのは契約解釈の問題と結びつく同三項の救済である。ACQPによれば、この救済は一般的な情報提供義務を定める同二〇一条から導かれるものとされており、前述の消費費用動産売買指令における契約適合性の規律がその基礎にあるものとされている⁽⁷⁷⁾。すなわち、ACQPは、同指令二条の中に、「売主は、売買目的物がその種の物が通常有する性質を欠いている場合や当該目的物がその種の物が通常用いられる目的に適合していない場合、契約締結以前にそのことを買主に説明することによって、契約不適合による責任を免れることができる」という規範が存在していることを確認した上で、この規範を、「当事者は、契約締結以前に目的物の契約不適合を相手方に明らかにするべき義務を負っており、これに違反した場合には契約不適合による責任を負う」という情報提供義務規範へと読み替えること⁽⁷⁸⁾で、契約不適合に基づく救済を情報提供義務違反に対する救済と位置づけたのである⁽⁷⁹⁾。

この救済の具体的な適用場面に関して、ACQPは、同二〇一条のコメントの中で、購入された自動車のエンジンが故障していた場合や、新モデルの自動車の発売が直前に予定されていた場合、購入された土地の使用に法律上の制限が付されていた場合をその具体例として挙げている⁽⁸⁰⁾。もともと、第二例や第三例のような場合は買主の契約目的を売主が認識しているか認識すべきだった場合に初めて情報提供義務が生じるように思われることから、第一例のような場面がこの救済の中心的な適用場面として想定されているといえるだろう。

このように、ACQPは既存の指令の中に存在した契約適合性の規律を情報提供義務に関する規律として読み替えることで、相手方が合理的に期待した内容の契約上の債務の発生という情報提供義務違反に対する新たな救済(以下

では、単に「新たな救済」という場合もある）を導出したのである。

(四) DCFRによるACQPの受容

以上の学術グループによる取組みはどのような形でCFRの策定作業へと統合されているのだろうか。以下では、DCFRの採用する情報提供義務違反に対する救済(1)及びそれに対して提起されている諸問題(2)を概観することでの点について分析する。

1 DCFRの定める情報提供義務違反に対する救済

DCFRはACQPと同様に情報提供義務に関する規律を設けており、その規律の構造も基本的にはACQPを踏襲している。⁽⁸¹⁾すなわち、DCFRは、第二巻第三章第一節一〇一条で契約の目的である物品、その他の財または役務を供給する事業者が負うべき一般的な情報提供義務について、同一〇二条以下で事業者が消費者に対して負うべき個別の情報提供義務について規定した上で、同一〇九条でこれらの違反に対する救済として、撤回権行使期間の起算の停止(同一項)、相手方が合理的に期待した契約上の債務の発生(同一項)及び義務違反によって生じた全ての損害の賠償請求権の発生(同一項)という三つの救済を承認しているのである。

確かに、情報提供義務の射程が物品、その他の財または役務の「供給者」である「事業者」に限定されているなど、DCFRはACQPの規定に対して一定の実質的な変更を加えてはいる。しかし、その違反に対する救済に関していえば、ACQPとDCFRの間にもみられる規定の相違は文言上のものに留まっている。⁽⁸²⁾このことから、ACQPが導出した消費費用動産売買指令における物品の契約適合性についての規律の中に情報提供義務に対する救済を見いだすという視点は、DCFRにおいても維持されているといえることができる。⁽⁸³⁾

2 新たな救済に対して提起されている問題点

もつとも、DCFRに対しては、次のような批判もなされている⁽⁸⁵⁾。第一に、DCFRが情報提供義務を事業者間においても認められる一般的な義務として承認することに対して批判がなされている⁽⁸⁶⁾。この背景には、私的自治の原則が妥当する一般的な契約法の領域では、契約を締結する際に必要な情報は原則として各当事者が自らの責任で収集すべきであるとの配慮があるものといえよう⁽⁸⁷⁾。第二に、契約適合性に関する規範の中に情報提供義務を読み込むことで情報提供義務違反に対する新たな救済を導くという考え方自体にも批判は向けられている。すなわち、このような考え方は一般的なものではなく、こう解することで、物品等の供給者の負うべき責任が過大なものになってしまわないかという懸念⁽⁸⁸⁾が示されているのである。第三に、このような情報提供義務と契約法上のその他の諸制度との競合についても問題が提起されている。すなわち、契約適合性に関する規範から導かれた情報提供義務は本来の契約適合性に関する規範とどのような関係に立つのか明らかでなく、また、これと詐欺や錯誤に関する諸規定との関係についても適切な整序がなされていないとの指摘がなされているのである⁽⁹¹⁾。

このように、DCFRの規律には批判もあり、将来のCFRへのその採否は不透明である。このことは、二〇一一年に公表された欧州共通売買法 (CESL) 草案 (COM (2011) 636 final) が同様の規定を置いていないことにも現れている⁽⁹²⁾。もつとも、CESLの注釈からは契約適合性に関する規律を情報提供に関する規律と捉える視点は放棄されたものではないとも考えられる⁽⁹³⁾。このため、情報提供義務違反に対する救済に関する今後の議論の展開はなお予断を許さないものといえよう。

(五) 小括

「下から」の私法調和における情報提供義務の扱いについてこれまで確認してきたことは以下のとおりである。ま

ず、「下から」の私法調和の作業は契約法の一般原則の探求作業と既存のEU私法の分析作業に大別することが可能であった。そして、前者においては、情報提供義務を一般原則という観点から承認すること自体に問題があったため、その違反に対する救済の内容を確定するための作業は十分に行われてこなかった。他方で、後者においては、明示的に情報提供義務について定める諸指令のみならず、透明性の要請に基づく様々な指令をも対象として分析が行われた結果、契約適合性に関する規律が情報提供義務に関する規律として読み替えられ、これにより相手方が信頼した内容の契約上の債務の発生という情報提供義務違反に対する新たな救済が導出された。そして、このような救済は学説からの批判はあるものの、基本的には両者の作業を統合するCFRの起草過程においても引き継がれるに至っているといえるのである。

四 若干の考察

本章では、新たな救済が提案された根拠について、欧州での私法調和のための作業において採用されている視点(一)及びこの救済の適切性(二)という観点から分析する。

(一) 法発展の基礎となる視点

まず、欧州での私法調和のための作業において採用されている次のような方法論的視点は、新たな救済の提案において重要な役割を果たしているといえる。

1 一般原則の探求という視点に基づく法調和

前述のように「下から」の私法調和は契約法の一般原則の探求作業と既存のEU私法に内在する原則及び構造の体

系的な分析作業大別されるものであるが、これらはいずれも欧州私法における一般原則の探求作業として把握できる。換言すれば、欧州での私法調和の取組みは一般的な法原則の探求という視点から行われているのである。⁽⁹⁴⁾ このことは新たな救済の導出との関係でも重要な意義を有している。なぜなら、新たな救済は透明性の要請という一般原則⁽⁹⁵⁾を通じて既存の欧州指令を再検討することにより、消費用動産売買指令やC I S Gの中に情報提供義務に関する規律が含まれていることが明らかにされた結果として導きだされたものだからである。このことから、A C Q PやD C F Rによって採用された情報提供義務違反に対する新たな救済は、一般原則の探求作業が新たな法発見の場面において重要な意義を持つことを示すものと評価できよう。⁽⁹⁶⁾

2 消費者法をも基礎とした法調和

また、欧州での私法調和のための作業が消費者法をも基礎として行われている点も情報提供義務に関する議論との関係で重要である。なぜなら、情報提供義務の問題は主として消費者保護のための既存の指令の分析の中で議論されてきたものであり、また、新たな救済の導出において重要な役割を担った透明性の要請も消費者保護という枠組みにおいて承認されたものだからである。もともと、このように考えると欧州での私法調和のための議論における情報提供義務の射程は消費者保護の領域に限定されるようにも思われる。しかし、そこでの議論においては消費者法に由来する法原則や法技術も一般契約法へ取り込まれることが承認されており、⁽⁹⁷⁾とりわけ契約適合性のような契約の履行過程に関する規定は一般契約法にも転用可能であるとされている。⁽⁹⁸⁾ このため、ここでの情報提供義務の問題を消費者保護の場面に始めから限定してしまうことは、少なくとも本稿が注目してきた契約適合性に関する規範から導かれた新たな救済に関しては不適切である。いずれにせよ、欧州での私法調和の取組みが消費者法をも基礎とするものであったという点は新たな救済が導出された根拠として重要なものといえよう。⁽⁹⁹⁾

(二) 情報提供義務違反に対する新たな救済の適切性

次に、救済の適切性という観点から新たな救済を分析すると、この救済の対象となる情報提供義務の持つ次の二つの特徴が、欧州での私法調和のための作業においてこの救済が提唱された重大な要因となっているものといえることができる。

1 提供することが要求される情報の内容という観点から

まず、ACQPやDCFRにおける一般的な情報提供義務を定める規定が、契約の目的である物品や役務（以下では、単に「契約目的物」という。）の通常の品質及び性能を基準に提供すべき情報の範囲を確定するものであることから、契約目的物の品質または性能に関する情報提供義務を定めるものと評価できることが新たな救済の採用との関係で重要である。なぜなら、契約目的物の品質や性能に関する情報は契約内容に関する情報と評価できる点に鑑みると、相手方の信頼した内容での契約上の債務の発生を認めるという新たな救済こそがこのような情報提供義務の違反に対する適切な救済であったといえることができるからである。すなわち、契約内容について不適切な情報提供がなされた場合、相手方は契約内容について誤った信頼を抱くこととなるが、このような相手方の救済のためには、彼の信頼どおりの契約を承認すること、すなわち、彼が信頼した内容の契約上の債務の発生が求められるのである。⁽⁹⁾このことから、私法調和の作業の中で問題とされた情報提供義務が契約目的物の品質または性能という契約内容に関する情報の提供を求めるものであったという点は、そこでの議論を通じて新たな救済が提唱される基礎となっていたといえることができるだろう。

2 欧州私法の前提とする取引類型という観点から

また、欧州での私法調和の作業で中心的な位置づけを与えられてきた取引類型が種類物や役務の供給に関するもの

であり、新たな救済の対象とする情報提供義務もこのような取引類型を基礎として認められたものと考えられる点も、⁽¹⁰⁾新たな救済が提案された根拠として重要なものである。なぜなら、種類物や役務を対象とする取引では、不動産などの特定物の取引と異なり、情報提供義務違反により相手方が信頼した内容の債務の履行が原則として可能であるため、当該債務の発生を承認することで情報提供義務違反の被害者に対してより実効的な救済を与えうるからである。⁽¹¹⁾確かに、相手方の信頼どおりの債務の発生を認めることで情報提供義務の被害者に対していわゆる履行利益の損害賠償まで認められると考えると、新たな救済の実益は特定物の取引においても存在しているということは可能である。しかし、情報提供義務違反の被害者に対する救済としては彼の信頼どおりの給付の実現こそがもっとも適切なものである点に鑑みると、この救済は種類物や役務に関する取引類型においてとりわけ効果的なものであるということができよう。

(三) 小括

欧州での私法調和のための作業において情報提供義務違反に対して新たな救済が提唱されるに至った根拠は次のようにまとめられる。すなわち、そこでの議論が一般原則の探求という視点から消費者法をも基礎として行われていたこと、及び、そこでは種類物や役務の供給といった取引類型における契約内容についての情報の提供が問題とされており、この場面では、情報提供義務違反により相手方に生じた期待どおりの契約上の債務の承認がとりわけ効果的な救済であると評価できるものであったことから、そこでの議論において新たな救済が提唱されるに至ったと考えられるのである。

五 結びに代えて

最後に、これまでの検討をまとめた上で、欧州での私法調和のための作業における議論がわが国の議論に対して有する意義について確認しつつ、今後の課題を明らかにしたい。

欧州での私法調和のための作業はEUの立法措置による調和と学術グループによる統一のための原案策定による調和という二つの枠組みで捉えることが可能であった。このうち、前者の作業においては、消費者保護のための指令を通じて透明性の要請を基礎に情報提供義務に関する規定が積極的に採用されているものの、その違反に対する救済内容の確定は加盟各国の立法者に委ねられており、その具体的内容は明確にされてこなかった。一方、後者の作業においては、とりわけ既存のEU私法の分析を通じて、情報提供義務の違反に対する救済内容の特定が試みられ、その中で、情報提供義務を明示的に定めていない規定の中にも、透明性の要請に基づく規律が存在することが明らかとなった。この結果、この作業において消費行動産売買指令における契約適合性に関する規律が情報提供義務に関する規律として読み替えられることで、相手方が信頼した内容での契約上の債務の発生という情報提供義務の違反に対する新たな救済が提唱されるに至ったのである。そして、新たな救済が承認された根拠については、欧州での私法調和を目指した学術グループによる取組みが欧州法に存する一般原則の特定という観点から消費者保護の領域をも視野に入れた検討を行うものであったという点、及び、このような形での救済が、EU法において中心的な役割を果たしてきた種類物や業務の取引における契約内容に関する情報提供義務の違反に対する救済として適切なものと評価できるものであったという点に求めることが可能であった。

以上が、欧州での私法調和のための作業の中で提唱された情報提供義務違反に対する新たな救済に関して本稿で確

認した点であるが、この議論はわが国の議論に対して多くの示唆を与えるものである。特に、欧州での議論が契約適合性という既存の諸制度による規律の中に情報提供義務を見いだした点は興味深い。なぜなら、わが国では、情報提供義務は既存の契約法上の諸制度によつては保護できない利益を保護するための義務として捉えられており、この義務の捉え方の点で欧州での議論と対照的であると思われるからである。⁽¹⁰⁾

もつとも、この点についてはなお検討すべき課題が残されている。なぜなら、既存の制度の中に情報提供に関する規律が含まれている場合に、これを情報提供義務という観点から読み替えるべき必要性の有無について本稿では十分に検討しえなかつたからである。⁽¹⁰⁾特に、契約解釈を柔軟に行うことが可能であると解されているわが国においては、たとえ契約締結過程で生じた当事者の信頼を契約内容へ取り込む際に相手方の情報提供義務違反を問題とする余地があるとしても、必ずしもそう解すべき必要性はないとも考えられることに鑑みると、この点についての考察はわが国における契約解釈の問題と情報提供義務の問題の関係について考察するに当たり極めて重要な意義を有することとなるろう。

したがって、今後はこの点を中心として情報提供義務と契約解釈を接続させることの意義に関してさらなる検討を行っていきいたいと考えている。

- (1) 本稿では「契約締結の判断に影響を及ぼすべき契約締結過程における情報提供義務」の意味で「情報提供義務」という語を用いる。
- (2) わが国の議論を概観するものとして、潮見佳男『債権総論Ⅰ』（信山社・第二版・二〇〇三年）五六六頁参照。
- (3) 拙稿「わが国における契約解釈論と情報提供義務論の断絶」論究八八号（二〇一一年）一六七頁参照。
- (4) 例えば、後述する共通参照草案（DCFR）第二章第三節一〇九条二項によれば、情報提供義務に違反した「事業者は、契約が締結されたとき、当該契約のもとで、情報の欠如または不完全性の結果として相手方が合理的に期待した内容の債務

- を負う」と規定されており、情報提供義務と契約の内容確定とを接続させる理解が示されている。Ch. Von Bar & E. CLIVE, eds., *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law - Draft Common Frame of Reference (DCFR) Full Edition, vol. 1, Seller*, 2009, vol. 1, p. 235. DCFR における情報提供義務については、大中有信「共通準拠草案における契約締結前の情報提供義務 (一) (二・完)」法政ロー五卷一号 (二〇〇九年) 五七頁、六卷一号 (二〇一〇年) 四七頁参照。
- (5) フランスでの同様の議論について、拙稿「情報提供義務違反に対する救済としての相手方の信頼の実現」論究九四号 (二〇一二年) 六五頁参照。
- (6) 北居功「望まれた契約」法セミ六八九号 (二〇一二年) 八二頁参照。
- (7) 本稿では、特に必要のない限り EU、EC 及び共同体という用語を全て EU と表記する。
- (8) 北居功「EU 契約法」庄司克宏編『EU 法実務編』(岩波書店・二〇〇八年) 二三四頁参照。
- (9) 本説の記述の多くは、北居・前掲注 (8) 二三五頁以下に負う。
- (10) 契約法の相違によるコストについて、石田京子「共通欧州売買法」の制定に向けた EU の動向」NBL 九七四号 (二〇一二年) 二四頁以下参照。
- (11) リスボン条約による改正前の EC 条約第三条 (h) も、共同市場の運営に必要な限度で EC に加盟国の国内法を接近させるための権限を付与するものに過ぎない。
- (12) 消費者保護という政策課題は設立当初から EU の設立目的とされていたものではなく、一九七五年の「消費者保護・情報政策のための予備計画」に関する理事会決議 ([1975] OJ C 92/1) により初めて EU の法政策の中に導入され、一九八七年の単一欧州議定書によって基本条約の中に組み込まれ、一九九三年のマーストリヒト条約で明確な法的基礎を与えられた上で、一九九九年のアムステルダム条約によって高水準の消費者保護が明確な EU の目的として定められることで、ようやく EU の目的として確立されたものである。
- (13) これらのうち、訪問販売指令、通信販売指令、不公正条項指令および消費動産売買指令については、二〇一一年一〇月二五日の消費者の権利に関する指令 (2011/83/EU) によって改廃がなされている。寺川永・馬場圭太・原田昌和 (訳)「二〇一一年一〇月二五日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」関法六二卷三号 (二〇一二年) 一〇二八頁以下参照。
- (14) 契約法の基礎的事項に関する重要な指令として、消費動産売買指令が挙げられるが、その国内法への置換方法は、この

- 指令の方針を契約法の一般の方針として採用する方向と、消費者契約においてのみ採用する方向とに分かれており、この分野での調和もなお不完全なままとなっている。
- (15) 具体的には、訪問販売指令四条、消費者信用指令六条、パック旅行指令四条、タイムシェア指令三条、通信販売指令四条などが情報提供義務について規定している。また、情報提供義務という法技術は契約法の領域を超えて、具体的には「食品のラベル・包装と広告に関する指令 (79/112)」や「価格表示指令 (98/6)」におつても利用されている。
- (16) E. POILLOT, *Droit européen de la consommation et unification du droit des contrats*, LGDJ, 2006, n° 164 et s., p. 94 et s.
- (17) 庄司克宏『EU法 基礎編』(岩波書店・二〇〇三年)六一頁以下参照。
- (18) 透明性概念は競争法とも関連するが、この概念が「原則」として確立されたのはあくまでも組織法の分野であったと言われよう。E. POILLOT, *supra* note 16, n° 468, p. 215.
- (19) J. BIANCARIELLI et N. ROBERT, *Le principe de transparence en droit communautaire, Au carrefour des droits, Mélanges en l'honneur de Louis Dubouis*, Dalloz, 2002, p. 495.
- (20) 透明性の要請が組織法の枠を超えて拡大された要因として、EU法が公法と私法の分離を前提とするものでない点も挙げられよう。E. POILLOT, *supra* note 16, n° 471, p. 218.
- (21) EUの消費者保護政策は情報戦略を主たる基礎としており (G. HOWELLS & T. WILHELMSSON, *EC Consumer Law*, Ashgate, 1996, p. 307) 消費者の情報への権利は、前述した一九七五年の予備計画におつて示されて以降、ECJによつても強調され (Case C-362/88, GB-INNO-BM c. Confédération du commerce luxembourgeois [1990] ECR 667) 今日ではED機能条約一六九条に規定されるに至っている。
- (22) E. POILLOT, *supra* note 16, n° 472 et s., p. 218 et s.
- (23) *Ibid.*, n° 166 et s., p. 94 et s.
- (24) 通信販売指令におつて規定された情報提供義務については、P. MOTTA-PINTO, Grundsätze von Informationspflichten in Fernabsatz nach geltendem EU-Verragsrecht, R. SCHULZE et al., eds., *Informationspflichten und Vertragsschluss im Acquis communautaire*, Mohr Siebeck 2003, S. 157.°
- (25) E. POILLOT, *supra* note 16, n° 184 et s., p. 103 et s.
- (26) タイムシェア指令五条は解除権の発生とつう効果を認めている。

- (27) G. COURTURIER, L'ordre public de protection, heurs et malheurs d'une vieille notion neuve, *Études offertes à Jacques FLOUR*, Defrénois, 1979, n° 2, p. 96. N. RZEPECKI, *Droit de la consommation et théorie générale du contrat*, PUAM, 2002, n° 579, p. 417.
- (28) N. SAUPHANOR, *L'influence du droit de la consommation sur le système juridique*, LGDJ, 2000, n° 61 et s., p. 44 et s.
- (29) É. POILLOT, *supra* note 16, n° 184 et s., p. 103 et s.
- (30) *Ibid.*, n° 186, p. 105.
- (31) L. AYNES, Formalisme et prévention, I. FADLALLAH, ed., *Le droit du crédit au consommateur*, Litec, 1982, n° 22, p. 76.
- (32) 本条は撤回権に関連する情報にこの方式主義を定めたものでもある。
- (33) É. POILLOT, *supra* note 16, 2006, n° 191, p. 107.
- (34) Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on European Contract Law, COM (2001) 398 final.
- (35) 庄司・前掲注(17)一一二頁以下参照。
- (36) 同種の規定はタイムシェア指令一〇条など多くの指令においても認められる。
- (37) É. POILLOT, *supra* note 16, n° 193, p. 108.
- (38) 消費者信用指令の定める情報的方式主義の置換の際に、イタリア法が契約の無効という救済のみを認めたのに対して、フランス法は利息の支払請求権の失権(消費法典旧三一一―三三条)や刑事責任の発生(消費法典旧三一一―三四条)という救済をも承認した。
- (39) 本説の記述の多くは、北居・前掲注(8)二四〇頁以下に負う。
- (40) これはアメリカでのリストイートメントによる法の調和の成功に倣うものでもある。K. RIEDL, *Vereinheitlichung des Privatrechts in Europa*, Nomos, 2004, S. 144.
- (41) OJ No. C 158, 26/6/1989, p. 400, OJ No. C 205, 25/7/1994, p. 518.
- (42) K.-H. LEHNE, S. SCHOLEMANN-LEHNE, *Auf dem Weg zum Europäischen Zivilgesetzbuch*, Nomos, 2006, S. 64.
- (43) R. ZIMMERMANN, *Die Europäisierung des Privatrechts und die Rechtsvergleichung*, De Gruyter Recht, 2006, S. 36.
- (44) OJ No. C 377, 29/12/2000, p. 323.

- (45) Ch. VON BAR et al., eds., *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law – Draft Common Frame of Reference Outline Edition*, Sellier, 2009, Ch. VON BAR and E. CLIVE, *supra* note 4.
- (46) P E C L は、第一章二〇一条において信義誠実及び公正取引に従って行為すべき義務を当事者の一般的な義務として規定し、また、同第二章三〇一条において信義誠実に反する契約交渉についての当事者の責任について規定しているもの、情報提供義務についての具体的な規定を定めていない。
- (47) オール・ランドー、ヒュー・ビール編『ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ〔潮見佳男・中田邦博・松岡和久監訳〕（法律文化社・二〇〇六年）二六頁以下参照。
- (48) P E C L の序論は、「本原則は、消費者契約に関する特別規定も定めていない。消費者契約は、EU法や各国法で規律される方が望ましい法政策的問題を生じさせるからである」とする。ランドー、ビール編・前掲注(47)二五頁。
- (49) J. BEAUCHARD, *Les principes européens du droit des contrats et le droit de la consommation, Études de droit de la consommation : Liber amicorum Jean Calais-Auloy*, Dalloz, 2004, p. 55 et s.; É. POILLOT, *supra* note 16, n° 1155 et s., p. 482 et s.
- (50) 例えば、不正条項に関する第四章一〇九条のコメントは、本条が不正条項指令の適用範囲を非商人間の契約と商人間の契約に拡張するものであることを明確に述べている。このほか、第五章一〇二条、一〇三条、第六章一〇一条、一〇二条、第八章一〇三条などに消費者保護分野における法規範の影響を見て取ることができる。
- (51) フランスにおいて、情報提供義務は詐欺に関する民法典一一一六条の判例による解釈の中で登場したものである。J. GHESTIN, *Traité de droit civil, La formation du contrat*, LGDJ, 3 éd., 1993, n° 622 et s., p. 605 et s.
- (52) É. POILLOT, *supra* note 16, n° 1011 et s., p. 432 et s.
- (53) J.-P. CHAZAL, *De la puissance économique en droit des obligations, these*, Grenoble, 1996, n° 71 et s., p. 193 et s.
- (54) *Ibid.*, 1996, n° 546 et s., p. 536 et s.; N. VIGNAL, *La transparence en droit privé des contrats, approche critique de la notion*, PUAM, 1998, n° 238 et s., p. 205 et s.
- (55) C. OUERDANE-AUBERTI de VINCELLES, *Altération du consentement et efficacité des sanctions contractuelles*, Dalloz, 2002, p. 1.
- (56) 確かに、一般的な契約法においても情報提供義務が認められることは疑いないが、このような義務は当事者間の個別的な事情に基づいて生じるものであり、これを条文として定式化することは適切でないとの指摘もなされている。É. POILLOT,

- supra* note 16, n° 1018 et s., p. 434 et s.
- (57) H.-P. SCHWINTOWSKI, Informationspflichten und effet utile, R. SCHULZE et al., *supra* note 23, S. 267.
- (58) この原則は国際法上の基礎を有するものではないが、同種の発想はローマ法に由来するところである。H.-P. SCHWINTOWSKI, *supra* note 57, S. 268, A. VERDROSS and B. SIMMA, *Universelles Völkerrecht*, Duncker & Humblot, 1984, p. 494. なお、中村民雄・須網隆夫『EU法基本判例集』（日本評論社・第二版・二〇一〇年）七〇頁参照。
- (59) Case 48/75, Jean-Noël Royer [1976] ECR 497.
- (60) H.-P. SCHWINTOWSKI, *supra* note 57, S. 287.
- (61) 彼の主張は、バック旅行指令五条の定める損害賠償の範囲に慰謝料が含まれるか否かの判断においてこの原則を適用したECJ判決（Case C-168/00, Simone Leitner c. TUI Deutschland GmbH & Co KG [2002] ECR I-2631）に依拠するものではない。
- (62) É. POILLOT, *supra* note 16, n° 197, p. 110.
- (63) T. WILHELMSSON, Private Law Remedies against the Breach of Information Requirements of EC Law, R. SCHULZE et al., *supra* note 24, p. 245.
- (64) *Ibid.*, p. 247.
- (65) *Ibid.*, p. 262.
- (66) É. POILLOT, *supra* note 16, n° 201 et s., p. 112 et s.
- (67) *Ibid.*, n° 242 et s., p. 126 et s.
- (68) *Ibid.*, n° 282 et s., p. 140 et s.
- (69) *Ibid.*, n° 490, p. 226 et s.
- (70) 不公正条項と透明性の要請の関係については、J. J. COELHO de SOUSA RIBEIRO, L'impératif de transparence, H. SCHULTE-NÖLKE et al., eds., *Europäisches Verragsrecht im Gemeinschaftsrecht*, Bundesanzeiger, 2002, p. 213, J. ROCHFELD, Les clair-obscur de l'exigence de transparence appliquée aux clauses abusives, *Études de droit de la consommation : Liber amicorum Jean Calais-Auloy*, p. 981.
- (71) 契約関係の透明性の程度が低い場合には消費者の期待は合理的なものと評価されやすく、透明性の程度が高い場合にはそ

- の期待は不合理なものと評価されやすいといわれよう。E. POLLIOT, *supra* note 16, n° 504, p. 231.
- (72) *Ibid.*, n° 345 et s., p. 167 et s.
 - (73) *Ibid.*, n° 401 et s., p. 188 et s.
 - (74) 広告に言及する消費用動産売買指令二条二項 (d) も同旨の規定と解される。
 - (75) 指令における広告の拘束力について P. MÖGELVANG-HANSEN, 'The Binding Effects of Advertising', R. SCHULZE, ed., *New Features in Contract Law*, Seller, 2007, p. 169.°
 - (76) Research Group on the Existing EC Private Law (Acquis Group), eds., *Principles of the Existing EC Contract Law (Acquis Principles) Contract I, Seller*, 2007, p. 98. なお、角田光隆「欧州共同体の現行契約法の諸原則」信法一〇号八九頁も参照。
 - (77) 消費用動産売買指令の基礎をなすCISG三五条もこの規定の基礎として援用されている。なお、同一項の救済の基礎としては訪問販売指令五条、タイムシェア指令五条一項、通信販売指令六条、通信金融サービス指令六条一項が、また、同一項の救済の基礎としては実効性原則が援用されている。
 - (78) 同指令中の契約適合性に関する規律を情報提供義務に関する規律と理解する見解として、前述したウィルヘルムソンの見解に加え、K. RIESENHUBER, 'Party Autonomy and Information in the Sales Directive', S. Grundmann et al., eds., *Party Autonomy and the Role of Information in the Internal Market*, de Gruyter, 2001, p. 348. Ch. TWIGG-FLESNER, 'Information Disclosure about the Quality of Goods – Duty or Encouragement?', G. HOWELLS et al., eds., *Information Rights and Obligations*, Aldershot, 2005, p. 135. なお、ウィルヘルムソン及びトウィッツ・フレスナーは本条の起草に携わっている。
 - (79) Acquis Group, *supra* note 76, p. 76.
 - (80) *Ibid.*, p. 79.
 - (81) Ch. VON BAR & E. CLIVE, *supra* note 4, vol. 1, p. 200.
 - (82) DCFRは情報提供義務違反を錯誤や詐欺の要件にも組み込んでいる (Art. II-7:201 (1) (b) (iii), 2005)°.
 - (83) Ch. TWIGG-FLESNER, 'Pre-contractual duties – from the acquis to the Common Frame of Reference', R. SCHULZE, ed., *Common Frame of Reference and Existing EC Contract Law*, Seller, 2008, p. 97.
 - (84) DCFRの指摘するこの救済の適用場面もACQRのものとほぼ同一である。Ch. VON BAR & E. CLIVE, *supra* note 4, vol. 1, p. 201.

- (85) 大中・前掲注(4)(1・定)五三頁以下参照。
- (86) H. EIDENMÜLLER et al., *Der Gemeinsame Referenzrahmen für das Europäische Privatrecht - Wertungsfragen und Kodifikationsprobleme*, JZ, 2008, S. 544. 一方、A.C.P.の起草者の一人であるトウィック・フレスマーは、この種の情報提供義務は単に物品等の供給者である事業者のみが負う義務と解するべきでなく、より一般性の高い義務として承認すべきである旨を主張している。Ch. TWIGG-FLEISNER, *supra* note 83, p. 107.
- (87) 契約法の一般原則の探求の枠組みにおいて情報提供義務に関する検討がなされてこなかったことに関しては前述のとおりである。
- (88) A.C.P.の規定に対してなされた批判として、N. JANSEN / R. ZIMMERMANN, *Grundregeln des bestehenden Gemeinschaftsprivatrechts?*, JZ, 2007, SS. 1125 f. 参照。
- (89) U. HUBER, *Modelregeln für ein Europäisches Kaufrecht*, ZEuP, 2008, SS. 718 f.
- (90) 情報提供義務と契約上の義務との間に義務の二重化が生じるとの指摘は、F. FAUST, *Informationspflicht, R. SCHULZE et al., eds., Der akademische Entwurf für einen Gemeinsamen Referenzrahmen*, Mohr Siebeck, 2008, S. 126.。
- (91) H. EIDENMÜLLER et al., *supra* note 86, S. 544.
- (92) C.E.S.L草案は一般的な情報提供義務規定を有しておらず、情報提供義務違反に対する救済を定める二九条も、新たな救済に対応する規定を有していない。なお、C.E.S.L草案については、内田貴(監訳)・石川博康・石田京子・大澤彩・角田美穂子(訳)『別冊NBL No.140 共通欧州売買法(草案) 共通欧州売買法に関する欧州議会および欧州理事会規則のための提案』(商事法務・二〇一二年)も参照。
- (93) G. HOWELLS & J. WATSON, *Pre-contractual information*, R. SCHULZE, ed., *Common European Sales Law (CESL) - Commentary*, Nomos, 2012, p. 125.
- (94) アクセル・メッガー(中田邦博訳)「ヨーロッパ私法における一般法原則」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』(日本評論社・二〇一一年)三八三頁参照。
- (95) 透明性の要請を欧州消費者法の一般原則として捉える見解として、E. POLLLOT, *supra* note 16, n. 466 et s., p. 215 et s.。
- (96) 一般法原則に依拠した法認識のアプローチに関して、片山直也「新たな自由社会における許害的な行為に対する司法上の法規制」NBL九八六号(二〇一二年)一〇頁参照。

- (97) 欧州契約法についてのコミッションの通知は、消費者法分野における既存のEU法体系を基礎としてEUにおける一般的な契約法体系を構築すべきであることを主張する。
- (98) E. POILLOT, *supra* note 16, n° 1041 et s., p. 444 et s.
- (99) 消費者法と一般的な契約法の相互関係について D. MAZEAUD, *Droit commun du contrat et droit de la consommation, Etudes de droit de la consommation : Liber amicorum Jean Calais-Auloy*, 2004, p. 697。
- (100) ACCPやDCFRの示す自動車のエンジンの不具合に関する情報の例はまさに契約内容に関する情報であるといえよう。もっとも、これと並んで例示されている、新モデルの自動車の発売が予定されていることについての情報や購入された土地が一定の目的に適合しないものであることについての情報を契約内容に関する情報と評価することができるかについてはより詳細な検討が必要であると思われる。
- (101) なお、拙稿・前掲注(5) 八七頁以下参照。
- (102) 消費用動産売買指令やパック旅行指令などは種類物や役務の取引を対象とするものである。もっとも、ACCPやDCFRの規定はこの取引類型に限定されておらず、前述のように不動産の法律上の利用制限に関する情報提供義務もそこから導かれるとされている。
- (103) 拙稿・前掲注(5) 八八頁参照。
- (104) 拙稿・前掲注(3) 一六七頁参照。
- (105) 欧州での議論においてこのような読み替えの必要性について十分な説明がなされていない点を指摘するものとして、Z. JANSEN / R. ZIMMERMANN, *supra* note 88, S. 1125。
- (106) わが国の契約解釈論の特色について、拙稿・前掲注(3) 一六九頁以下参照。

大塚 哲也（おおつか てつや）

所屬・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

日本学術振興会特別研究員DC1

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域

民法

主要著作

「わが国における契約解釈論と情報提供義務論の断絶」『法学政治学論
究』第八八号（二〇一一年）

「情報提供義務違反に対する救済としての相手方の信頼の実現」『法学政
治学論究』第九四号（二〇一二年）